

本市（熊本市と飽託郡四町）が合併10周年記念シンポジウム（H13・2・3）を開催した時のアンケート結果（新聞掲載）によると、「良かった」という声が「悪くなった」という声より多いです。

### 市町村合併についての迷い

（大分県・30代・男性・公務員）  
あまり広大な合併をした場合、地域間格差の問題はどのように解決されると見通されているのでしょうか。

### ●ご質問にお答えいたします。

合併前に、合併協議会で地域の住民の様々な意見を反映させながら、市町村間で合併後のまちづくりをどのように進めていくかを話し合い、まちづくり計画（市町村建設計画）をつくることができます。

また、合併後は旧市町村区域ごとにつくることのできる地域審議会で、新市町村が地域間のバランスをとって事業の実地をしているかどうかチェックできます。以上のようなことを活用しながら、地域格差は防げるのではないのでしょうか。

## 市町村合併お答えします 市町村合併素朴な疑問

### Q & A

**Q** たとえ市役所や町村役場が「合併しよう」と言ったって、そこに住んでいる住民はそんな必要性を感じていない。住民からの盛り上がりなしに行政側で一方的に合併を決めてしまうのはいかなるものでしょうか。

**A** まずは市役所や町村役場の方で住民の方々に今の役所・役場の状況、今の住民サービスの状況、今後の住民サービスのあり方などさまざまな情報を住民の方々に公開する必要があります。合併に関する情報も積極的に公開し、その上で、将来の自分達のまちをどうする、ということに住民の方々とともに議論することが望ましいのです。はじめから住民の方々は関心がない、盛り上がりがない、と決め込んで何もしない、というのが一番避けなければならぬことではないでしょうか。地域によっては、住民の方々が合併の必要性を感じているのに、市役所や町村役場の方が動かない、といった逆のケースもあります。

## お知らせ

諏訪地域6市町村任意合併協議会は、6月までに10回の会合が開れました。

協議会委員のうち14名の委員が変更となり、空席になっていた副会長には、富士見町の植松米作さんが選任されました。会合では、市町村によって異なる住民サービス、負担についての協議のほか、「新市建設計画案」や「分権型合併」についての協議が行われました。

詳しくは、諏訪地域6市町村任意合併協議会事務局より発行されます「任意合併協議会だより」をご覧ください。

## 任意合併協議会の主な協議結果

協議項目	協議結果
使用料、手数料等の取扱い （保育料） 各種事務事業の取扱い （保育所管理運営）	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 公立保育所については、現行のとおり新市に引き継ぐものとする。</li> <li>* 保育料については、利用者にとって総合的に最も負担の少ない諏訪市の保育料を基本に新市において定める。ただし、合併年度については、旧市町村の保育料によるものとする。</li> <li>* 特別保育事業及び利用料については、具体的な調整内容(案)のとおりとし、合併時に統一する</li> </ul>
使用料、手数料等の取扱い （水道料金）	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 水道料金、加入金、分担金については、合併年度は現行どおりとし、翌年度以降3年を目途に計画的に調整する。</li> <li>● 基本料金についての具体的な調整方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 料金体系は、口径別に統一する。</li> <li>・ 基本水量は設けない。</li> <li>・ 金額は、当面不均一料金とし、新市の水道事業計画に基づき合併後3年を目途に統一する方向で調整をする。</li> </ul> </li> <li>● 水量料金についての具体的な調整方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基本水量は設けず、1立方メートルからの料金とする。</li> <li>・ 金額は、当面不均一料金とし、新市の水道事業計画に基づき合併後3年を目途に統一する方向で調整をする。</li> </ul> </li> </ul>
使用料、手数料等の取扱い （下水道使用料等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 下水道使用料については、流域関連公共下水道の下水道事業計画に基づき、低い市町村（現行では諏訪市）に合わせることを基本に、合併時に統一する方向で検討する。（富士見町単独公共下水道・農業集落排水事業も同一料金） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 白樺湖公共下水道と、農業集落排水事業については、独自会計とする。</li> </ul> </li> <li>● 基本料金についての具体的な調整方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 料金については、同一料金とし、合併時まで調整する。</li> </ul> </li> <li>● 水質料金についての具体的な調整方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 富士見町も水質料金を設定する方向で調整する。</li> <li>・ 料金は3市レベルで調整する。</li> </ul> </li> <li>● 納期前納付報奨金交付率についての調整方針 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 合併時から5市町村に統一する。ただし、富士見町において納付中のものについては現行の交付率を適用する。</li> </ul> </li> </ul>
補助金、交付金等の取扱い （在宅寝たきり等心身障害者(児)介護慰労金）	合併後3年を目途に、替わるべき在宅支援システムの構築を検討する。
補助金、交付金等の取扱い （寝たきり等家庭介護者慰労金支給事業）	合併後3年を目途に、替わるべき在宅支援システムの構築を検討する。